

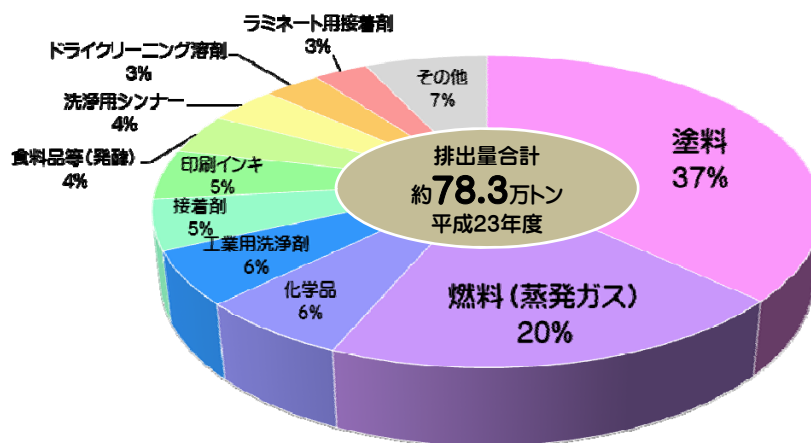
揮発性有機化合物（VOC）排出抑制に係るこれまでの取組について

平成25年11月8日
経 済 産 業 省

1. 揮発性有機化合物（以下、「VOC」という。）とは

- Volatile Organic Compounds の略
- 粒子状物質（SPM）や光化学オキシダントの原因物質の一つとされている
- 代表的な物質としては、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど。主なもので約100種類（メタン、フロン等、粒子状物質や光化学オキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める8物質を除く。）
- 塗料を薄めるときに使う溶剤（シンナー）、燃料（蒸発ガス）、工業用洗浄剤、接着剤、インキ等に含まれる
- VOCの排出は、塗料の使用段階や燃料（ガソリン、原油、ナフサ等）の貯蔵・出荷・給油に伴う蒸発によるものが多く、両者を合わせてVOC排出量全体の1/2超
- 上位10番目までで排出量全体の9割超

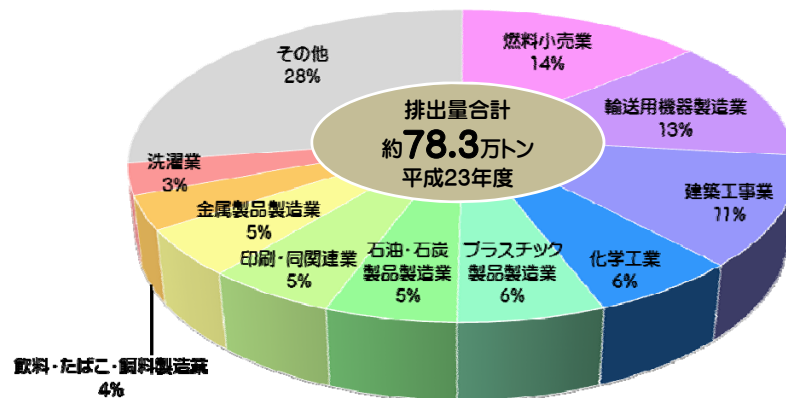
図表1 排出量の発生源別割合（平成23年度）



出所：環境省 平成24年度VOC排出インベントリ検討会報告書より

- 燃料小売業、輸送用機器製造業、建設工事業からの排出量が多く、これらの業種で排出量全体の1/3超
- 上位10業種で、排出量全体の約3/4を占める

図表2 排出量の業種別割合（平成23年度）

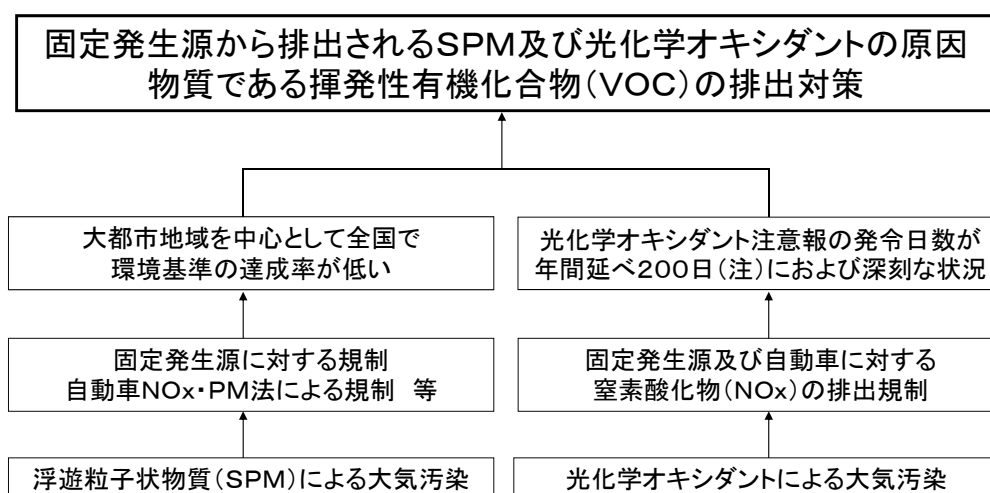


出所：環境省 平成24年度VOC排出インベントリ検討会報告書より

2. VOC対策の導入

- 平成16年5月の大気汚染防止法の改正では、VOCの排出及び飛散抑制対策について、排出規制と事業者が自主的に行う取組とを適切に組み合わせて効果的な排出及び飛散抑制を図る旨が規定され、規制と自主的取組の双方による法的枠組みとして、平成18年4月に施行された。
- この改正に併せて中央環境審議会意見具申（平成16年2月）では、我が国全体の固定発生源から排出及び飛散されるVOCについて、平成22年度までに平成12年度比で3割程度の削減を目指すこととされた。

図表3 VOC対策に係る新たな対策導入の考え方



(注)平成17年当時の延べ日数。平成23年度の注意報発令日数は延べ82日。

3. 自主的取組の方策

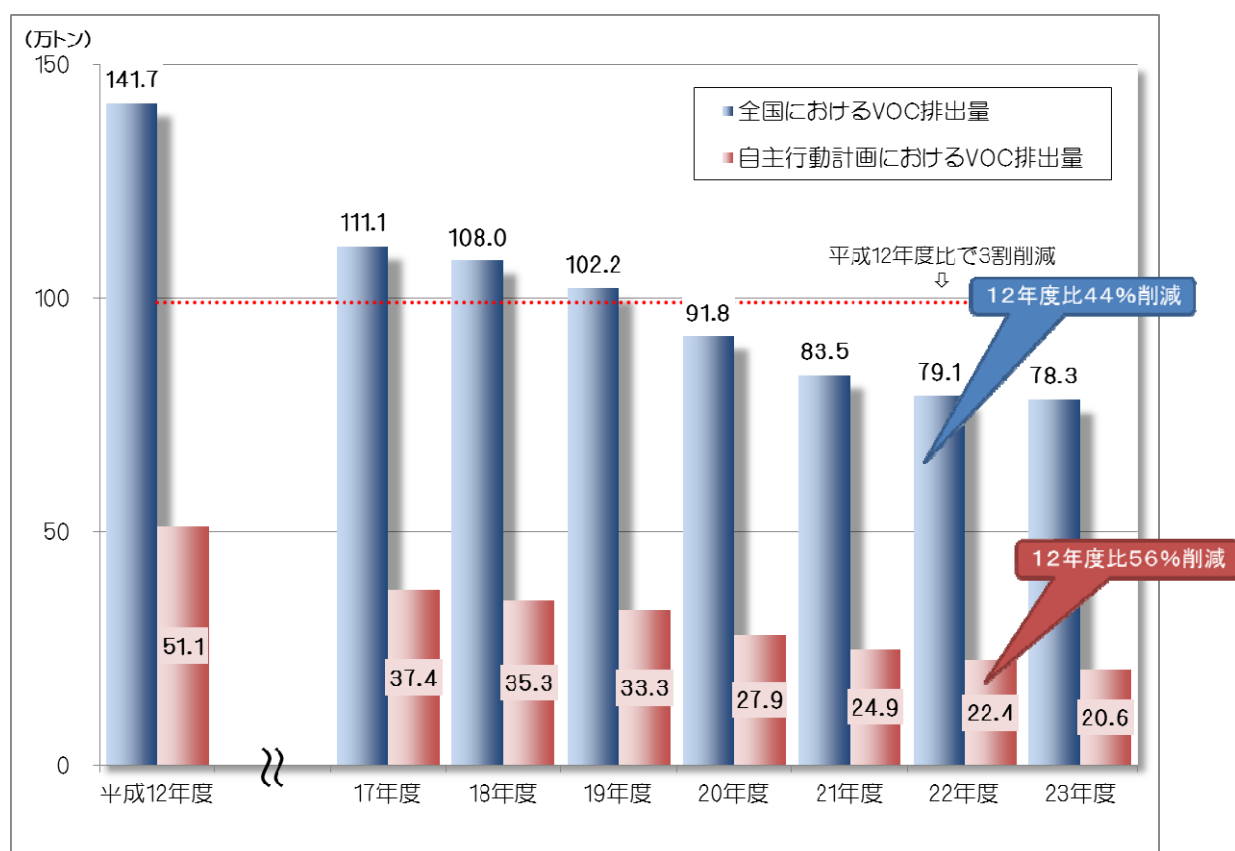
○事業者の自主的取組を進めるに当たり、産業構造審議会環境部会産業と環境小委員会、化学・バイオ部会リスク管理小委員会産業環境リスク対策合同ワーキンググループ（平成17年6月設置。以下、「合同WG」という。）において、「事業者等による揮発性有機化合物（VOC）の自主的取組促進のための指針」を策定し（平成17年7月）、当該指針に基づき提出された業界団体毎の自主行動計画及び実績報告について評価を行ってきた。

4. 削減結果

○こうした枠組みによる取組の結果、全国の固定発生源からの平成22年度のVOC排出量は、平成12年度比で44%削減され、目標の3割削減を大きく上回ることとなった。中でも自主行動計画を提出して自主的取組を実施した産業界の削減率は56%と全国で削減率を更に上回ることとなった。

○平成23年度については、更に削減が進み、平成12年度比で45%削減となり、自主的取組を実施した産業界の削減率は、前年度実績から更に4%削減し、平成12年度比で約60%の削減となった。

図表4 VOC排出量の推移



出所：環境省 平成24年度VOC排出インベントリ検討会報告書、
産構審 産業環境リスク対策合同WG（第11回）（平成25年4月）より

5. 今後の取組について

- 目標とされた平成22年度のVOC排出量が平成12年度比で大幅に削減されたことを受け、平成24年3月の合同WG（第10回）では、自主行動計画への参加団体等に対し、①新たな削減のための数値目標は設定しない、②現在のVOC排出抑制制度を継続する、③新たに指針を作成し、平成23年度以降の排出状況も引き続きフォローアップすることが適当と考えられる旨決定し、中央環境審議会に報告した。同年12月の中央環境審議会においても新たな削減目標を設定せずに、現行VOC排出抑制制度を継続することが適当とされた。
- 平成25年4月の合同WG（第11回）では、改めて今後のVOC排出抑制のための自主的取組の方向性等について議論を行った。その結果、別添のとおり、今後のVOC排出抑制のための自主的取組における取組の目指すべき方向性及び方策の設定の考え方、VOC排出抑制のための自主的取組参加企業の拡充に向けた考え方が取りまとめられた。